

北上市高齢者緊急措置規則の一部を改正する規則

北上市高齢者緊急措置規則（平成27年北上市規則第32号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) [略] (3) 緊急措置 養護者による高齢者虐待を受けている高齢者その他緊急に措置が必要な高齢者に対して採る老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項に規定する措置をいう。 <u>（措置施設）</u> <u>第4条 緊急措置を実施する施設は、次の各号のいずれかに掲げる施設とする。</u> <u>(1) 老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム</u> <u>(2) 老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム</u> <u>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が措置施設として適当と認める施設</u>	（定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) [略] (3) 緊急措置 養護者による高齢者虐待を受けている高齢者その他緊急に措置が必要な高齢者に対して採る老人福祉法（昭和38年法律第133号）<u>第10条の4及び第11条第1項</u>に規定する措置をいう。 <u>（措置施設）</u> <u>第4条 老人福祉法第10条の4の規定による緊急措置を実施する施設は、次に掲げる施設とする。</u> <u>(1) 老人福祉法第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を実施する施設</u> <u>(2) 老人福祉法第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を実施する施設</u> <u>(3) 老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を実施する施設</u> <u>2 老人福祉法第11条第1項の規定による緊急措置を実施する施設は、次に掲げる施設とする。</u> <u>(1) 老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム</u>

(緊急措置の解除)

第7条 市長は、緊急措置の必要がなくなったときは、あらかじめ措置を解除する理由を被措置者に説明するとともに、北上市高齢者緊急措置解除通知書（様式第3号）により、被措置者及び実施施設の長に通知するものとする。

(決定の取消)

第8条 市長は、被措置者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、措置の決定を取り消すことができる。

(1)・(2) [略]

2 市長は、前項の規定により措置の決定を取り消したときは、北上市高齢者緊急措置取消通知書（様式第4号）により、被措置者及び実施施設の長に通知するものとする。

(2) 老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が措置施設として適当と認める施設

(緊急措置の解除)

第7条 市長は、緊急措置の必要がなくなったときは、あらかじめ緊急措置を解除する理由を被措置者に説明するとともに、北上市高齢者緊急措置解除通知書（様式第3号）により、被措置者及び実施施設の長に通知するものとする。

(決定の取消)

第8条 市長は、被措置者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、緊急措置の決定を取り消すことができる。

(1)・(2) [略]

2 市長は、前項の規定により緊急措置の決定を取り消したときは、北上市高齢者緊急措置取消通知書（様式第4号）により、被措置者及び実施施設の長に通知するものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。